

○沖縄県が提供を受ける電気通信役務(県立学校～総合教育センター間)に係る一般競争入札について

沖縄県が提供を受ける電気通信役務(県立学校～総合教育センター間)に係る一般競争入札を次のとおり公示する。

平成27年3月26日

沖縄県知事 翁長 雄志

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 件名

入札の対象となる役務は、以下のとおりである。

沖縄県が提供を受ける電気通信役務(県立学校～総合教育センター間)

### (2) 提供場所

県立学校及び関係機関(85機関。詳細は仕様書の別紙「対象機関一覧」を参照。以下「対象機関」という。)

### (3) 期間

契約期間は、契約締結日から平成30年7月31日までとする。ただし、正式な回線開通日及び現回線からの移行期間は、落札者と別途協議の上、決定する。

### (4) 役務概要

電気通信回線を調達し、対象期間を接続の上、電気通信役務を行うものである。

対象となる電気通信回線は、光回線を主として、対象期間に対してサービスを行うものとする。詳細は、仕様書による。

### (5) 契約に係る留意事項

- ・(2)の対象期間について、組織の統廃合等によって回線数が変動する可能性がある。
- ・本契約は、地方自治法に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算が成立しなかった場合、(3)に記載の期間にかかわらず、契約を解除する可能性がある。
- ・(4)の光サービス以外の回線については、入札前までに予定回線サービスの概要を記載した質問書を提出し、県の承認を受けたものに限定する。

## 2 競争入札参加資格

本入札に参加出来る者は、以下のすべてを満たす法人とする。

- (1) 電気通信事業法(昭和59年法律86号)に定める電気通信事業者として、沖縄県内に営業窓口(本社、支店、営業所のいずれか)を有する者、又は、沖縄県内において同種の電気通信役務提供を行っている者であること。
- (2) 資本金が500万円以上の者であること
- (3) 営業年数が平成27年4月1日現在において2年以上の者であること

## 3 本入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当する者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が別に定める入札参加期間を経過しない者。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日及び入札期日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日及び入札期日以前の6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者。
- (5) 次の各号に該当する者

- ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその会計者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
- イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいること。

#### 4 申請書等の提出および一般競争入札参加資格の申請方法等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を提出し、本入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しない者、ならび競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。
- (2) 申請書等は次のとおりとする。
  - ア 申請書等提出確認票（第1号様式）
  - イ 一般競争入札参加資格確認申請書（第2号様式）
  - ウ 総務大臣から電気通信事業を行うことを認められた証明書の写し
  - エ 登記簿謄本
  - オ 直近2年分の決算報告書又は貸借対照表
  - カ 県税（法人事業税、法人県民税）に関し、未納がないことの証明書
  - キ 電気通信役務の提供に関する障害対応体制説明書（第3号様式）
  - ク 沖縄県内における営業窓口の設置状況を確認できる書類、又は、沖縄県内において同種の電気通信役務提供を行っている者であることを確認できる書類
- (3) 申請書等の入手方法  
申請書等は、別添ファイルをダウンロードして入手すること。郵送等による申請書等の配布は行わない。
- (4) 申請書等の提出期間、提出場所等
  - ア 期 間 この公告の日から平成27年4月6日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)
  - イ 時 間 午前9時から午後5時まで
  - ウ 場 所 沖縄県教育庁教育支援課教育支援班
  - エ 提出部数 1部
  - オ 申請書等は、持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備がある場合、申請期間内に補正しなければならない。）で提出するものとする。FAXおよび電子メールによる提出は受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。
- (5) 申請書等の作成説明会  
実施しない
- (6) 入札参加資格の確認結果通知  
平成27年4月10日(金)までに電話および書面により通知する。
- (7) 資格の有効期間  
この公告に基づき資格を取得してから、平成28年3月31日までとする。
- (8) 資格審査申請事項の変更  
入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。
  - ア 商号または名称
  - イ 住所または所在地および電話番号
  - ウ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - エ 使用印鑑
  - オ 法人にあっては資本金
- (9) 資格の取り消し等
  - ア 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、またはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

(10) その他

- ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 沖縄県は、提出された申請書等を公表し、又は無断で他の用途に使用しないものとする。
- ウ 添付ファイルは、1つのファイルにシートが複数あるものが含まれるため、ダウンロードの際には注意すること

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、沖縄県に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることが出来る。
- (2) (1)の説明を求めようとする場合、平成27年4月13日(月)までに書面を持参して行わなければならない。
- (3) 沖縄県は、説明を求められた場合、平成27年4月14日(火)までに書面により、説明を求めた者に対し、回答する。

6 契約条項等の縦覧

本業務に係る契約書案及び仕様書等は、次のとおり縦覧に供する。

- (1) 縦覧期間 平成27年3月26日(木)から平成27年4月14日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 縦覧場所 沖縄県教育庁教育支援課  
〒900-8570 沖縄県泉崎1丁目2番2号  
電話番号098-866-2711
- (3) 契約条項等に関する質問がある場合には、書面により、平成27年4月13日(月)までに、(2)の縦覧場所に持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送の場合、提出期間内に到達するようにすること。
- (4) (3)の質問に対する回答は、平成27年4月14日(火)に、(2)の縦覧場所において、縦覧に供する。

7 入札説明書の縦覧

- (1) 場 所 沖縄県庁13階 教育庁教育支援課
- (2) 期 間 平成27年3月26日(木)から平成27年4月14日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 時 間 午前9時から午後5時まで

8 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 平成27年4月15日(水) 午後2時
- (2) 場 所 : 沖縄県庁13階 入札室  
〒900-8570 沖縄県泉崎1丁目2番2号  
電話番号098-866-2711

9 入札方法等

入札時において、提出すべき書類は、入札書、競争入札参加確認通知書の写しとする。その詳細については、入札説明書を参照すること。

10 入札保証金

入札参加者は、沖縄県財務規則第100条の規定により、入札予定金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年以内に、国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模を

- 同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと、認められるとき。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする保証契約を締結したとき

11 契約書の作成等

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約は、沖縄県と落札者の2者による契約とする。

12 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められる場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと、認められるとき。
- (2) 保険会社との間に県を被保険者とする保証契約を締結したとき

13 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、沖縄県財務規則の定めるところによる。
- (2) この公告に関する問い合わせは、次のとおりとする。

沖縄県教育庁教育支援課

〒900-8570 沖縄県泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2711